

12月3日～9日は障がい者週間

ひと事じゃない 「障がい」のこと

生まれつきの障がいや、事故や病気がきっかけの中途障がいなど、人生の中で誰もがあり得る「障がい」。市は障がいへの理解をより深めるため、さまざまな活動をしています。同週間をきっかけに、障がいについて考えてみませんか。☎障がい福祉室(TEL6384・1349FAX6385・1031)

障がい者週間の集い

障がい者が歌やダンスなどを披露。時12月2日(土)午後1時～3時30分。所千里市民センター大ホール。手話通訳・要約筆記あり。



障がい者の理解を深めるためのシンポジウム

「みんなで考えよう 地域で生きる障がい者をテーマに」障がいによる差別をなくすための講演や、防災活動などの実践報告。時12月4日(月)午後1時～4時。所保健センター。手話通訳・要約筆記あり。

障がい者施設・作業所作品展

時12月5日(火)～8日(金)。所市役所正面玄関ロビー。



あいほうぶ吹田 文化祭

障害者支援交流センターの通所者による舞台発表や作品展。時12月11日(月)～15日(金)◇午前10時～午後4時◇作品展示。◇午後1時50分～2時30分◇舞台発表。所あいほうぶ吹田(TEL68816・6895FAX68816・68881)。団体での来場は事前に連絡を。

障害者差別解消法

障がいの有無に関わらず、お互いを尊重して暮らせる共生社会の実現をめざし、平成28年に施行された法律です。行政機関、民間事業者の両方に障がい者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を定めています。合理的配慮は行政機関には法的義務が、民間事業者には努力義務が課されています。

不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障がいを理由にサービスや機会の提供を拒否すること。

例えば

- ・盲導犬を連れての入店を拒否する

合理的配慮

障がいのない人と平等な機会が得られるように調整すること。

例えば

- ・講演会に手話通訳をつける

市は今後も障がい者への配慮のある住みやすいまちになるよう、事業所などへの啓発や取り組みを進めていきます。

